



NPO についての豆知識

市民活動していく中で、色々な理由から「NPO の法人格がほしいなあ…」と思った時。
すぐに法人格をとろう！と行動する前に、

ちょっと待って！ 

まずは、NPO 法人になる前に、NPO について知識を深めることが重要です。
今回は NPO や NPO 法人についての豆知識をご紹介します。

1. NPO とは？

NPO は、‘Nonprofit Organization’ の略で、直訳すると「非営利組織」となります。一言でいうと、営利を目的としない市民活動を行う団体のこと。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPO は社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。

利益の配当 = 株式会社など
社会的な使命の達成 = NPO

2. 非営利とは？

非営利とは、利益を得ることを禁止することではありません。得た利益を構成員（役員や社員）に分配してはならないという意味であり、利益が生じた場合は次年度の活動費に充てることになります。

詳しくは八尾市版特定非営利活動法人設立・運営の手引き P5 参照！

3. NPO 法人とは？

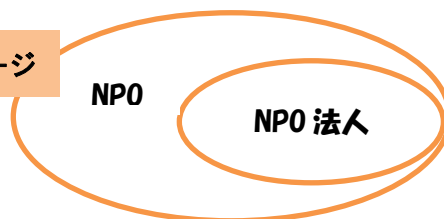
特定非営利活動促進法（NPO 法）にもとづいて、法人格を取得した団体を NPO 法人と言います。法人格を取得すると、団体としてさまざまな契約を結んだり、財産を保有したりすることが可能となります。また、権利・義務関係や団体の責任が明確化されますので、組織としての安定が図られるとともに、対外的にも社会的信用が高まり、寄付や助成が受けやすいなどのメリットも期待できます。

一方、法律に従った届出や報告の手間や、法人としての税務の発生など、法的ルールに従った運営や責任が義務づけられることになります。

図でのイメージ

NPO

NPO 法人



4. NPO 法人と、一般社団・財団法人との違いは？

NPO 法人は、特定非営利活動促進法より活動内容がある程度制限されています。（やおNPO法人お助けテキスト 設立編 シリーズ2 参照）

また、

- ★特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的とした活動でないこと
- ★社員（総会で議決権をもつ正会員）の資格を制限できない
- ★所轄庁に事業報告を行うことによる情報公開が必要
- ★社員 10 名以上が必要

といったことが定められています。

一般社団法人や一般財団法人ではそのような制限が設けられていません。

つまり、

- ★活動内容が制限されない
- ★グループに属する者のみの利益の増進に寄与することが目的でも構わない
- ★社員（総会で議決権をもつ正会員）の資格を制限できる
- ★NPO 法人の様な情報公開制度が必要とされない(所轄庁への事業報告は不要)
- ★一般社団法人は社員 2 名以上、一般財団法人は設立者 1 名以上が必要

ということです。

小規模で自由に活動したい場合は、一般社団・財団法人が向いているかもしれません。

知ってるかな？

NPO の広がりについて・・・

阪神・淡路大震災の際、日本各地から集まった NPO（非営利組織）が、機動性と多彩な救援活動で復旧に大きな役割を果たしたことにより、社会の中で NPO の認識が広まっていきました。そうした社会的評価の向上を受けて、行政も、より積極的に NPO との協力関係を結んで、様々な社会的課題に取り組むという姿勢を示すようになり、NPO の社会的意義が確立されることとなりました。こうして、日本で本格的に NPO というものが設立されるようになりました。

NPO についての知識はついてきたかな？
NPO 法人になる前に、NPO についてしっかり学び、
自分の行う活動は NPO の活動に則しているのか、
本当に法人格は必要なのかを改めて考えることは、
とっても大事なことだよ！

